



ASEAN共同体の核「ASEAN経済共同体(AEC)」

助川成也

●外国投資誘致がAECの主目的

「ASEAN経済共同体」という名称が初めて登場したのはわずか六年前の二〇〇三年である。〇三年一〇月にバリで開催された首脳会議で、第二ASEAN協和宣言(バリ・コンコードⅡ)が採択された。ここで二〇年までに達成すべき域内経済統合の目標として、「ASEAN経済共同体」を初めて掲げた。もともとの発想は九七年一二月に発表された「ASEANビジョン二〇二〇」にみることができる。ここでは二〇年までの域内中期目標として、「モノ、サービス、投資の自由な移動、資本のより自由な移動、平等な経済発展、貧困と社会経済不均衡の是正が実現した安定・繁栄・競争力のあるASEAN経済地域の創造」を旨指すとした。これが今日のASEAN経済共同体(AEC)の原点である。

ASEAN経済共同体という表現は、当時、シンガポール首相であったゴー・チョクトンの提案が始まりである。ASEAN事務局長のセベリーノ元事務局長はその回顧録の中で、同首相が「アジア通貨危機以降、ASEANの外国投資を誘致する力が弱体化する中で、統合の深化が(外国投資を惹

き付ける)唯一の方法」と考えており、「ASEANは地域統合に真剣であり、ASEANが投資家にとって充分に魅力ある大きさと多様性を持つ市場となるべく統合を進めていく」という意思表明を意図したのが『経済共同体』という言葉を使用した理由』と述べている。

●AECとは何か

ASEAN経済共同体は、経済統合の牽引役であるASEAN自由貿易地域(AFTA)やASEANサービス貿易にかかる枠組み協定(AFAS)、ASEAN投資地域(AIA)などこれまでの経済協力・統合措置をAECの傘のもとに集約するとともに、統合に必要な新たなイニシアチブを盛り込んだものである。ASEAN経済共同体によりASEANは、「公平な経済発展」を実現した「単一市場と生産基地」の「グローバル経済へ統合」された「競争力のある経済地域」を旨指す。

ASEANはAEC構築に際し、欧州が歩み、構築をしてきた経済共同体を必ずしも目指しているわけではない。欧州は、五七年に欧州経済共同体(EEC)設立条約、いわゆるローマ条約を締結し、関税同

盟と共同市場の設立、経済政策調整を目指した。欧州が物品の移動を自由化し、対外共通関税政策を採る関税同盟を実現したのは、同条約締結から一年後の六八年である。マーストリヒト条約を締結し、サービス、資本、人の移動が自由化された共同市場が実現したのは九三年になってからのことである。

前出のセベリーノ元ASEAN事務局長の回顧録のなかでは、「ASEAN経済共同体はEECを連想させるが、必ずしも今日の欧州と同等レベルの政治経済統合を意図しているわけではない」としている。

ASEANの経済統合の柱であるAFTAでは、ASEAN先行加盟六カ国は一〇年に、新規加盟四カ国は一五年に、域内関税を撤廃することが目標である。ASEANが欧州の辿った関税同盟の道を歩むのは現実的には難しい。一般的に関税同盟を形成するには、最も関税水準の低い国に他の加盟国が合わせる必要がある。シンガポールはアルコールド品六品目を除きすべて関税を撤廃しており、関税水準は最も低い。一方ASEANには依然として国家財政収入を関税に依存している国がある。例えば、WTOによれば全税収額に占める関税収入



の比率は、ASEAN先行加盟国の多くが一桁台であるのに対して、フィリピンは二一・三%、カンボジアでは二六・七%に達する。関税が国家財政運営の貴重な財源となっているこれらの加盟国にとってシンガポールの水準に合わせた関税同盟は、財政危機を招くリスクを孕んでいる。

また、物品、サービス、資本、人の移動の自由化が実現した地域統合は「共同市場」だが、AECは共同市場としては不完全である。サービス貿易面でも、欧州に比べて自由化の範囲は限られている。第一モード（サービスの越境）、第二モード（サービス消費者の越境）については自由化されるものの、サービス分野の投資にあたる第三モード（サービス業務拠点の設置）については、AFASの最終目標は、ASEAN加盟国資本に対する「出資比率上限七〇%以上」である。具体的には、サービス分野を大きく①四優先分野（航空輸送、e-ASEAN、ヘルスケア、観光）、②ロジステイクス、③その他のすべてのサービス、に分け、外資出資を緩和する。まず「出資比率上限五一%以上」の実現は、四優先分野で〇八年、ロジステイクス、その他すべてのサービスで各々一〇年である。最終目標の「出資比率上限七〇%以上」は、各々一〇年、一三年、一五年を目指している。

また人の移動では、「実業家・熟練労働者および才能ある人材の移動を促進する」とされているに過ぎず、完全に自由化するわけではない。

連措置の自由化を進める「AFTAプラス」であり、その自由化と円滑化の範囲は日本が進める経済連携協定（EPA）と類似している（参考文献②）。ASEANは、欧州が実現した共同市場とは異なる独自の緩やかな経済共同体造りを進めている。

●二〇一五年のAEC実現を目指す

ASEANは一五年までに経済共同体を構築するため、AECブループリントの中で〇八年から一五年までの八年間を二年毎に四区分し、必要措置を段階的に実施するスケジュールを策定している。AEC実現における大きな課題は、各種必要措置についての実行性の担保である。これまでAFTA実現のため、各国は遅れながらも関税削減を履行、遅れた国は適及適用などで辻褄を合わせながら措置を実施してきた。

サービスや人の移動の自由化など経済共同体創設のための必要措置の多くは、既存の国内法制度の改正、調整が不可欠になり、AFTA以上に手続きや時間、利害関係者との調整が必要になる。ASEANはEUと異なり、市場統合に際して主権の移譲が行われているわけではなく、ASEANの決定事項であっても加盟各国での批准なしには実施出来ない。措置実施を確実化するには、罰則規定の設置が考えられる。賢人会議が策定したASEAN憲章案では、「ASEANの目的、原則、合意への重大な違反や不履行に対しては、除名を含む、権利特権の停止などの措置をとる」と記されていた。しかし、〇八年一二月に発効したA

SEAN憲章では、「重大な憲章違反」に限り首脳会議に付託されるなど範囲が非常に限定されている。

逆に経済合意の履行に関しては、コンセンサスのもとで、準備が出来た段階で後からの参加を容認する「ASEANマイナスイ」方式を採用することが明文化されるなど、加盟国にとっては心地よい速度で自由化できる。その一方、それら措置を活用する企業側にとっては、その進捗状況や措置実施遅延国がいつ自由化するかなど見えにくいという欠点もある。同方式のもと措置実行が有名無実化されれば、投資家からの信用は失墜する事態になりかねない。現時点で措置実施を促す決め手はなく、加盟各国は進捗状況を管理するAECスコアカードなどを活用し、様々な場面でピアプレッシャーをかけ続けるしかない。シンガポールのリー・クアンユー顧問相は、日本経済新聞社のインタビューに応え、一五年のAEC構築について「(期限まで)あと六年しかない。実現に向けて前進はするが、共同体として実際に機能するには時間が必要」と早くも期限内実現を諦めている。

●単一の市場と生産基地を目指す

AEC実現のため、加盟国は一七のコアエレメントのもと、全七七措置の実施が求められている。これら措置実施の工程表がブループリントである。とくに「単一市場と生産基地」の実現には、全一七のコアエレメントのうち、①物品、②サービス、③投資、の自由な移動、④資本、⑤熟練労働

表1 ASEAN各国の平均特惠マージン

国名	総品目数	平均特惠マージン		国名	総品目数	平均特惠マージン	
			≥5.2% (構成比)				≥5.2% (構成比)
タイ	8,301	10.7	37.4	ベトナム	8,300	8.8	43.4
インドネシア	8,737	6.0	30.0	カンボジア	10,689	9.1	49.6
マレーシア	12,332	7.9	34.9	ラオス	8,300	8.6	42.2
フィリピン	8,874	—	—	ミャンマー	10,689	3.3	19.6
ブルネイ	10,702	4.1	21.8	新規加盟国	37,978	7.3	38.1
シンガポール	8,316	0.0	0.0	ASEAN10	95,240	6.5	31.0
先行加盟国	57,262	5.8	25.5				

(出所) 「Consolidated 2008 CEPT Package」をもとに筆者作成。

(注) 1) MFN税率は2008年。AFTA税率は2009年。マレーシアのみ2008年。
2) フィリピンはMFN税率の記載がないため、算出出来ない。

者、のより自由な移動、⑥統合優先分野、⑦食料・農業・林業、など計七つ、全体の四割を占める三一措置が掲げられるなど最も注力され、最も具体的な分野である。

「単一市場と生産基地」の核であるAFTAは、九二年一月に経済相会議で「AFTAのための共通効果特惠関税(CEPT)協定」を署名したことに始まる。翌九三年から関税削減を開始したが、当初の目標は〇八年までに適用対象品目(IL)の関税率を〇〇・五%に削減することであった。ASEANは、九七年のアジア通貨危機など大きな外部環境の変化を受け、ASEANの「中心性」の維持・確保のため統合を加速化するとともに、新たな目標を打ち出すことで外国投資家の関心の繋ぎ止めを図った。先行加盟国はILの「〇〇・五%化」を五年前倒して〇三年に達成、一〇年の関税撤廃は目前に迫っている。新規加盟国も一五年の関税撤廃を目指している。

ASEAN事務局によれば、一九九三年で二七・六%であった加盟国(当時五カ国)の単純平均AFTA特惠関税率は、先行加盟国が五年前倒して「ILの〇〇・五%化」を達成した〇三年には二・三九%、〇九年では〇・九七%にまで低下している。

これまでAFTAは、研究者の間で「低水準」「利用されていない」FTAと揶揄されてきた。〇九時点でAFTAの品目数ベースの自由化率をみると、ASEAN全体で九九・一%となるなど、今や例外品目の少ないFTAになっている。またILのうち七〇%で関税が既に撤廃されているが、

とくに先行加盟国は八五%を超えている。

また、ASEAN各国のAFTA特惠関税率の低下と原産地規則の柔軟化により、AFTAは今や高水準かつアジア域内で最も利用されているFTAになっている。企業が輸出者としてFTAを利用する際、①特惠マージンの幅(FTA特惠税率とMFN税率との関税差)、②当該品目の原産地規則を満たすことが出来るか、なども検討することになる。ジェットロ(〇九)調査では在ASEAN日系製造企業がFTA利用に踏み切る特惠マージンは平均で五・二%だった。ASEAN事務局資料をもとに品目毎に計算したAFTAの平均特惠マージン(〇九年。ただしフィリピンを除く)は六・五%と、利用条件である五・二%を上回り、利用条件は整ってきている(表1)。

平均特惠マージンが五・二%以上である品目の割合は、先行加盟国ではタイが最大で三七・四%、これにマレーシアが三四・九%、インドネシアが三〇・〇%で続く。新規加盟国は概してMFN税率が高いため特惠マージン幅も大きい。

一方、AFTA特惠関税の適用を受けるには、当該製品がASEAN原産品である必要がある。その判定をするのが原産地規則である。これまでAFTAの原産地規則は「ASEAN累積付加価値率(RVC)四〇%以上」であった。付加価値基準は、例えば為替レートや原材料費の変動などによって原産地比率が変動するなど特有の欠点がある。ASEANは、東アジアで自らの「中心性」を維持・確保するには、取引

を阻害しない最も自由度の高い原産地規則への移行が不可欠とした。〇七年八月に開催されたAFTA評議会は、原産地規則の一般原則をRVCと関税番号変更基準(CTC)の「選択性」へ移行することを決定、〇八年八月に加盟国は一致に「選択性」を導入した。選択性の導入で、企業にとって調達の幅が広がるなど、生産拠点としてのASEANの位置付けが高まった。

タイの対ASEAN輸出における利用率はAFTAを利用する必要があるシンガポールを除き、〇〇年時点で六・四%に過ぎなかったが、関税率の低減、原産地規則の緩和などもあり、〇八年には二六・八%に達した。とくにタイのインドネシア向け輸出での利用率は六割を超えている。

●非関税措置削減・撤廃に踏み出す

AFTAにより関税など表面上の自由化が進展しても、取引を妨げる慣行や措置があれば、その経済効果は縮減される。それらは非関税措置・障壁といわれるが、安全・健康上などの理由から衛生植物検疫措置(SPS)などWTOなどで認められている非関税措置であっても、恣意的に運用されることによって自由貿易を阻害する非関税障壁となる場合がある。ジェットロ(参考文献⑧)は、ASEANにおいて関税撤廃と非関税障壁撤廃の経済効果を試算したところ、非関税障壁撤廃の経済効果は関税撤廃に比べ圧倒的に大きいことが判明した。

ASEAN事務局は非関税措置の透明性の向上を目指し、各国が保有している非関

表2 ASEAN各国における非関税措置適用の実態 (frequency ratio)

	全体	コア	非コア
ブルネイ	45.5	29.1	32.2
インドネシア	100.0	44.9	100.0
マレーシア	43.1	36.0	21.0
フィリピン	100.0	4.8	100.0
シンガポール	27.2	21.3	14.1
タイ	10.9	3.7	8.7
カンボジア	5.9	4.0	3.5
ラオス	19.9	—	19.9
ミャンマー	100.0	100.0	7.9
ベトナム	33.8	21.9	13.9
ASEAN全体	48.6	26.6	32.1

(出所) 安藤 (2009)。

税措置の報告を求めるとともに、他の加盟国もクロスチェックのうえ、非関税措置データベースを作成、同措置の可視化に努めている。ASEANは非関税措置・障壁について、貿易的制限措置を新たに導入しないスタンドスティル、既存の貿易制限措置を段階的に削減・撤廃するロールバックの原則の下、フィリピンを除く先行加盟国は一〇年、フィリピンは一二年、新規加盟国は柔軟性をもって一五年から一八年までに、すべての非関税障壁を撤廃する。各々の撤廃期限の三年前から毎年三段階に分けて非関税措置を撤廃していく。

安藤(参考文献④)は、非関税措置がどれだけの割合の品目に課されているか、その適用範囲を示すFrequency ratioを用いて分析している。非関税措置を価格規制、金融規制、数量制限など、直接的・明示的に貿易障壁になるものをコア非関税措置、間接的で恣意的な運用によって貿易障壁になり得るものを非コア非関税措置とに分類した。安藤はASEANの非関税措置の特徴として、ほぼ半分の品目(四九%)に直接的・間接的な非関税措置が課されており、一割程度にはコア・非コア非関税措置の双方が課されるなど複雑な形で保護が図られていること、コアの非関税措置に比べて非コア措置のFrequency ratioが高いことから恣意的な運用等によって貿易障壁になり得る非関税措置がより幅広く用いられており、偽装した貿易保護手段が存在する可能性が高いこと、等を指摘している。

これら非関税措置の削減・撤廃は国内法

の改正を伴うものも多く、一般的に関税に比べ削減・撤廃は難しく、時間を要する。しかしASEANは、貿易の自由化には非関税障壁の削減・撤廃が不可欠とし、可視化したうえで、不透明かつ適用するうえで差別的・科学的根拠がない措置を中心に削減・撤廃に取り組んでいることは評価すべきである。

●最後に

鳩山新政権は、アジア外交の柱として東アジア共同体構想を打ち出している。現在ASEANを含む東アジア地域で構築が検討されている広域経済圏は、日本が主導する東アジア包括的経済連携(CEPEA: ASEAN+6)構想、中国・韓国が推進する東アジア自由貿易地域(EFTA: ASEAN+3)構想の二つがある。二つの広域経済圏構想は、各々関係国有識者の間で研究が重ねられてきた。今年八月に開催されたASEAN経済相会議で、これら二つの研究の最終報告書が提出された。同報告書には、これら構想を政府間で研究するよう提言が盛り込まれている。CEPEA、EFTAとも首脳間の合意をもって政府間研究に格上げ、これら構想は実現に向け歩を進めることになる。

ASEANの経済共同体構築作業について関税措置以外はその実施に大きな困難を伴うことが想像に難くない。東アジア広域経済圏構想のマジョリテイを占めるASEAN一〇カ国で実現が出来ない措置は、広域経済圏でも実現は困難である。日本は東

アジア広域経済圏構想を広範囲かつ高度なものにするため、ASEAN経済共同体構築に積極的に関与、より高い水準の統合実現に向け支援することが不可欠である。

(すげがわ せいや/日本貿易振興機構 海外調査部アジア大洋州課)

《参考文献》

- ①石川幸一「ASEANの非関税措置」『国際貿易と投資』(二〇〇八年秋/No.73)。
- ②『ASEAN経済共同体』(二〇〇九年八月、石川幸一・清水一史・助川成也編著)。
- ③Rodolfo C. Severino(2006), *Southeast Asia in Search of an ASEAN Community, IS-EAS Singapore, P251,P344.*
- ④安藤光代「非関税措置と貿易・投資円滑化: 共同体設立の進捗とその経済的含意」『ASEAN経済共同体』(二〇〇九年八月、石川幸一・清水一史・助川成也編著)。
- ⑤経済産業省『グローバル経済戦略』(二〇〇六年四月)。
- ⑥Denis Hew(2007), *Brick by Brick: The Building of an ASEAN Economic Community, ISEAS Singapore.*
- ⑦リー・クアンユー「世界を語る」日本経済新聞(二〇〇九年九月六日付七面)。
- ⑧ジェトロ「ジェトロ貿易投資白書」(二〇〇七年版)。